

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の指定について

1 要旨・目的

令和3年7月の静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓として、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、宅地造成等規制法を抜本的に改正され宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行されました。

広島県では、盛土規制法第10条第1項の宅地造成等工事規制区域の指定及び第26条第1項の特定盛土等規制区域の指定を進めており、この度、規制区域案（政令市、中核市（広島市、呉市、福山市）を除く）を作成しました。

2 規制区域の考え方

(1) 規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアが規制区域に指定されます。

(2) 規制区域の範囲

国土交通省の基礎調査実施要領に基づき規制区域（案）を作成したところ、全域が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域となります。

また、竹原市、府中町、海田町、熊野町、坂町については全域が宅地造成等規制区域となります。

規制区域のイメージ

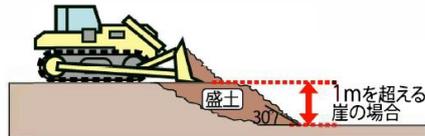


3 規制対象範囲について

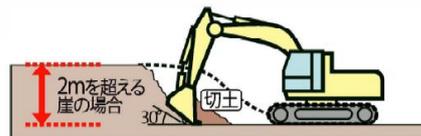
広島県では「広島県土砂の適正処理に関する条例」による規制状況等を鑑み、現状よりも規制が緩くならないように規制区域内における次の工事について許可対象とする予定です。

許可対象工事

① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの



② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの



③ 盛土と切土を同時に行い高さが2m超の崖を生ずるもの



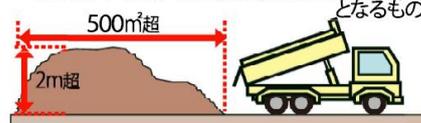
④ 盛土で高さが2m超となるもの



⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの



⑥ 最大時に堆積する高さが2m超または面積が500㎡超となるもの



4 規制区域指定予定日

令和5年9月28日（木）